

第 30 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 12 月 1 日 (金) 15 時 00 分～16 時 50 分

2. 場所 黒部市役所 2 階 201、202 会議室

3. 出席委員 23 名

農業委員 12 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子	9 番 大坪 敏郎
10 番 宮崎 誠一	11 番 松岡 高生	12 番 中島 淨	14 番 中坂 稔

農地利用最適化推進委員 11 名

川端 数美	千代 眞次	高野 隆司	稲澤 一彦
寺崎 俊弘	氷見 康弘	臼田 清嗣	松島 進
米陀 助一	山本 秀治	山本 勝	

4. 欠席委員 4 名

6 番 能澤 喬之、13 番 佐々木 智、前田 優、中 康史

5. 農業委員会事務局 4 名

事務局長 平野 孝英
係 長 小森 亘
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 105 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 106 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 107 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(4) 議案第 108 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。

ただ今から、第 30 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

松岡 高生委員、中島 淨委員の両委員を指名します。

会 長：本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。

能澤 喬之委員、佐々木 智委員、前田 優推進委員、中 康史推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。

議案第 105 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」審議を行います。

事務局より説明願います。

◎議案第 105 号

事 務 局：議案第 105 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 生地地区 生地地区〇〇番〇 地目：田 計 940 m²について。

譲渡人：黒部市生地 〇〇さんから

譲受人：黒部市生地 〇〇さんへの所有権移転であり、理由は売買です。

譲渡人は、所有する農地について維持管理することが難しく、能力のある農業者に譲ることを考えておりました。該当の農地は、生地の中でも海側にあり、水はけが悪く地質は沼田であり、水分を多く含むため大型機械が沈み込み、水稻をすることが難しく、近年は草刈りをするだけで精一杯だったとのこと。

譲受人は、これまでの仕事が定年を迎え、今後の空いた時間で農業に力を入れていきたいとのことであり、そのため該当の農地を求めたとのこと。なお、譲受人は該当農地の地質を把握しており、水稻はせずに畑作として利用する見込みです。耕作物については未定ですが、水はけが悪い土地でもやっつけられる作物（里芋、大豆、果樹）を試行錯誤し耕作する予定です。

〈2 番〉 若栗地区 若栗〇〇番〇 地目：田 203 計 m²について。

譲渡人：大阪府東淀川区豊里 2 丁目 〇〇さんから、

譲受人：黒部市若栗 〇〇さんへの所有権移転であり、理由は贈与です。

譲渡人は、〇〇家の本家であり、申請地の約数十メートル東側に本家の土地があり、譲受人はその分家にあたります。譲受人は 30 年ほど前に、本家から土地をもらい自宅を建て、その裏の土地を畑として利用してきたとのこと。譲受人は、所有している農地が無く、これまで下限面積の要件で、所有権移転ができませんでしたが、4 月からの要件緩和により今回の申請になったとのこと。

該当の農地では、自家消費のため耕作し、有機農業に取り組むとのこと。ネギ、白菜、大根など季節のものを耕作しており、今後も畑作に供されることから、土地の耕作と所有の一致により今後の安定的な営農が見込まれるため申請あたって問題は無いと考えられます。

- 〈3番〉 石田地区 堀切〇〇番 地目：田 計 625 m²について。
譲渡人：高岡市丸の内 被相続人 亡〇〇相続財産清算人 〇〇弁護士から、
譲受人：黒部市堀切 〇〇さんへの所有権移転であり、理由は売買です。
譲渡人によれば、もともと該当の農地は故〇〇氏の土地であったが、借金を残して亡くなったため、ご子息は相続を放棄し、現在まで弁護士が清算人として取り扱ってきたとのこと。
譲受人は、故〇〇氏の遠縁であり、これまで該当の農地を耕作してきた経緯があります。相続放棄によって管理されず、優良農地の真ん中に雑草が生い茂る放棄地になってしまうのであれば、買い受けて耕作したいとのことにより申請がされました。清算を扱う裁判所、譲受人、譲渡人などの関係者の協議の上、了承が取れていることから許可相当と考えられます。
- 〈4番〉 大布施地区 栃沢字西長〇〇番〇 地目：田 計 979 m²について。
譲渡人：富山市五福 〇〇さんから、
譲受人：黒部市栃沢 〇〇への所有権移転であり、理由は売買です。
譲渡人は、父の相続により該当農地の所有に至りましたが、現在富山市に住んでおり、自らが農業で利用する予定もありませんでした。該当農地は、以前から譲受人の育苗のために利用されており、今後も育苗のために使用したいため、申請に至りました。
譲受人は、15ha 強ほどを水稻や大麦などの経営を行っており、栃沢地内を中心に集積を進め、新規のトラクター購入や、りんご栽培に新しく取り組み KOKO くらべに卸すなど、農業を積極的に展開する農業法人であります。農地所有適格法人報告書の内容では今後も農業へのさらなる取組が伺えることから、該当農地も含め、地区の担い手として農地を適切に利用してゆくことが見込まれるため、許可相当だと考えられます。
- 〈5番〉 浦山地区 宇奈月町栃屋〇〇番ほか 13 筆 地目：田及び畑 計 7,689 m²について。
譲渡人：宇奈月町栃屋 〇〇さんから、
譲受人：宇奈月町栃屋 〇〇さんへの所有権移転であり、理由は贈与です。
譲渡人と譲受人の関係は実の親子であり、生計をひとつにする世帯でもあります。また、譲渡人は、年齢 98 歳になり、今後は農作業や江ざらい等を継続していく事が難しく、息子に生前中に贈与することにしたとのこと。
農地法の話になりますが、所有者本人が亡くなった場合、所有権移転について総会議案にかける必要はなく、法務局への登記により移転ができます。今回は、所有者がご存命であり、同一世帯であっても総会で許可が必要なため申請されました。
今後は、譲受人が農地として利用・管理していく予定であり、水稻やネギを栽培し、地域での除草作業にも参加するとのこと。今後の継続的な営農が見込まれるため、許可相当であると考えられます。

以上、5 件 18 筆 10,436 m²です。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第 105 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議を行います。1 番の案件について、生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2 番の案件について、若栗地区の委員として意見はありません。

次に、3 番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、4 番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、5 番の案件について、浦山地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 105 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第 106 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 106 号

事 務 局：議案第 106 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてですが、1 件ございます。5 ページをご覧ください。

〈1 番〉 田家地区 山田〇〇番地〇 地目：田 現況：田の 1 筆 273 ㎡について。

申請人 黒部市山田 〇〇さんで、転用目的は一般住宅用地です。

こちらは農振除外からの案件となります。

申請人は、夫婦で山田地内に居住しておりますが、老朽化しており建て替えを計画しています。しかし、現在の自宅は高速道路の近く、通行する車の騒音に悩まされています。そこで、食料品スーパーやドラッグストアにも近く、高齢夫婦の買い物にも便利である本件の自己所有地に建てることを計画され申請されました。既存の住宅は取り壊して売却する予定としています。

申請地の農地区分は原則許可となる「3 種農地」であり、前面道路が上下水道の整備されている 4 m 以上の道路で、かつ、周囲 500m 以内に教育施設（たかせ小）と医療施設（黒部温泉病院）がある農地に区分されます。

以上、1 件 1 筆 273 ㎡です。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第 106 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。1 番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 106 号農地法第 4 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第 107 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」審議を行います。

本議案について、当委員会の〇〇委員にすることが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

職務代理：事務局より説明願います。

◎議案第 107 号

事務局：議案第 107 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてですが、3 件ございます。7 ページをご覧ください。

〈1 番〉 田家地区 神谷〇〇番〇 外 1 筆 地目：田 現況：田の 2 筆 105 m²について。

譲受人 黒部市神谷 〇〇さん へ

譲渡人 長野県諏訪郡原村 〇〇さん、下新川郡入善町小摺戸 〇〇 さんからの所有権移転であり、転用目的は道路用地です。1 筆が農振除外からの案件となります。

譲受人は、老朽化した自宅の建て替えを計画していますが、現況では 2 m 以上の接道がないため、建築確認が受けられず、市道から自宅へ進入する道路を作るため申請されました。該当の位置図の拡大部分をご覧くださいなのですが、赤色で示した申請地に幅 3 m の道路を作る計画であり、舗装するかは金銭面の都合もあり、今後検討されるということです。この部分には並行して、すでに 1 m ほどの未舗装の農道があるので、あわせて約 4 m の道路になります。この農道部分は、市所有の法定外公共物であり、今後もそのままです。

申請地の農地区分は「1 種農地」であり、10ha 以上の一団の農地に区分されます。1 種農地として、本件が該当する転用許可基準は、「周辺に居住する者の日常生活に必要な施設であり、集落に接続して設置されるもの」いわゆる「集落接続」として条件を満たしていると考えます。

〈2 番〉 若栗地区 若栗〇〇番〇 外 1 筆 地目：田 現況：田の 2 筆 529 m²について

借人 黒部市若栗 〇〇 へ

貸人 黒部市若栗 〇〇 さん、〇〇 さん からの使用貸借権設定であり、転用目的は駐車場用地です。農振除外からの案件です。

〇〇は数年前、この農地に農業体験施設としていちご栽培ハウスを建設されました。農業体験者や業務用の車両の駐車場が必要であるため、ハウスに接続するこの土地に駐車場を計画されました。

申請地の農地区分は「2 種農地」であり、500m 以内に鉄道の駅がある農地であり、本件においては黒部宇奈月温泉駅が 500m 以内にあるため該当となります。2 種農地として、本件が該当する転用許可基準は、「業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるもの」を満たしていると考えます。

〈3番〉 愛本地区 宇奈月町舟見字脇山〇〇番〇 地目：田 現況：宅地の1筆 111 m²について。

譲受人 黒部市宇奈月町舟見 〇〇 さん へ

譲渡人 黒部市宇奈月町明日 〇〇 さん からの所有権移転であり、転用目的は車庫及び倉庫用地です。

譲受人は申請地の隣接地に居住しており、平成18年11月に4条許可にて宅地に転用した経緯があります。

譲渡人は、申請地に昭和63年に農業用機械倉庫などを目的に納屋を建築し、現在は物置など倉庫となっております。今回譲受人と譲渡人と合意に至り、地目が田のままのため今回是正も含めた転用申請となりました。本申請には始末書も添付されております。

申請地の農地区分は「2種農地」であり、住宅用地に連たんしている土地に近接し、隣接する農地が10ha未満の農地です。2種農地として、本件が該当する転用許可基準は、「隣接する土地との一体利用」を満たしていると考えます。

以上、3件 5筆 745 m²です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

職務代理：それでは、議案第107号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。1番の案件について、田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：次に、2番の案件について、現地確認しました浦山地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：次に、3番の案件について、意見はありません。

地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第107号農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

会長：続きまして、議案第108号「令和5年度黒部市農用地利用集積計画について」審議いたします。

本議案について、当委員会の〇〇委員に含まれているので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

それでは事務局から説明願います。

◎議案第108号

事務局：議案第108号、農用地利用集積計画について説明いたします。10ページをご覧ください。

今回提出させていただきますのは、令和5年10月21日から令和5年11月20日まで
に受付しました利用権設定についてです。

事務局：期間別、利用権設定面積ですが、今回は、新規6年未満6,591㎡、新規6年以上152,199㎡、再設定6年未満が24,653㎡、再設定6年以上が91,315㎡です。

11 ページをご覧ください。地区別の利用権設定一覧表です。

生地地区	1 件	1,855 ㎡
大布施地区	31 件	160,276 ㎡
荻生地区	6 件	15,232 ㎡
若栗地区	6 件	27,187 ㎡
下立地区	8 件	25,335 ㎡
浦山地区	7 件	44,873 ㎡

総件数は59件で、利用権設定面積は274,758㎡です。

12 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表です。

下立地区	5 件	11,474 ㎡
------	-----	----------

解約の理由は、合意解約です。

総件数は5件で、解約面積合計は11,474㎡です。

13 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積1,117万0,592㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、44.4%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積212万1,708㎡を2,514万5,699㎡で割りますと、設定率8.4%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、14 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

また、今月分の農用地利用集積計画での補足事項になりますが、先日「任意組織」による利用権設定の届出がありました。しかし、要件を確認したところ、任意組織が利用権を設定することができないため、届出を差戻しさせていただきました。これは民法に関わることになってきますが、目的を一にする集合・組織では契約や資金借入などの法律行為ができないためです。その任意組織の方には、法人を立ち上げることで利用権の設定が可能になること、又は個人としてなら利用権を設定することが可能であると説明しました。今後、同様の案件、類似の案件などで疑問点があれば事務局まで相談下さい。よろしく申し上げます。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

会長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第108号 令和5年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(16時50分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____

議事録署名委員 11番 _____

12番 _____